



障害者差別解消法の改正

法テラス八雲法律事務所

弁護士 森田 寛巳
(函館弁護士会所属)

■障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して、障害者差別解消法が平成28年より施行されています。これまで障害者差別解消法は、国や地方公共団体に対して、障害のある方々に対する「不当な差別の禁止」、「合理的配慮の提供」を義務付けていました。一般の事業者に対しても、「不当な差別の禁止」については義務とされていましたが、「合理的配慮の提供」については努力義務にとどまっていた。

■令和6年4月より施行されている障害者差別解消法の改正法では、一般の事業者に対しても、障害のある方に対して「合理的配慮の提供」を義務化されましたが、実際にどのようなようにすればいいのか、イメージが難しいと思います。

■「合理的配慮の提供」は、障害のある人もない人も共に生きる社会を実現するための手段という位置づけです。障害のある方々は、社会の中にある様々な「バリア」によって生活しづらい場面があります。この「バリア」を負担の重すぎない範囲で取り除くことが「合理的配慮の提供」となります。

■具体的な事例を考えてみます。スーパーで店員の方が、視覚障害のある方から「欲しい品物の売り場が分からない」と伝えられました。店員さんの対応として、①その商品が置かれた売り場まで案内する、②その商品を持ってくるなどが考えられます。どのような対応をすれば良いのかは、個々の場面で変わってきます。障害がある方と事業者がともに理解し合いながら、対応策を考えていくこととなります。

■日常生活では、障害のない人なら簡単に利用できることでも、障害のある方にとっては利用が難しいことがたくさんあります。障害のある方に「バリア」となっているものを、少しずつ社会から取り除いていくことが、改正法の目的の一つとなっています。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

薬物乱用防止 「薬物、ダメ。ゼッタイ。」

薬物に関してのご相談は、最寄りの警察署までお寄せください！

明るい生活と豊かな将来に向けて

- ① **規制薬物に近づかない！**
社会のルールをしっかりと守る
見たら、聞いたらその場から離れる
- ② **甘い誘いに陥らない！**
キッパリと断る勇気を持つ
誘ってきたら？～しっかりと断る
- ③ **見かけたら直ぐに「通報」＆「相談」**
身近な人がやったら？～本人のためにやめさせる

110番か最寄りの警察署へ連絡



二輪車の交通事故防止！

- 交通ルール・マナーの遵守
- バイクの特性の理解
- ゆとりをもったツーリングを

二輪車の交通事故防止！

～発生状況～
北海道では過去5年間（R1～R5）で二輪乗車中の死者は88人にも及びます。（原付含む）

～交通事故防止～
スピードの出し過ぎや無理な追越しは交通事故の原因になります。

～安全運転の励行を～
バイクは快適な乗り物ですが、スピードが出やすく、交通事故が起きた場合には大きなケガに直結します。ライダーの皆さんはそのことをよく理解して安全運転に努めましょう！

北海道警察





【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110